

- 8 第6項の規定による申告書を提出した者は、平成16年1月5日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 9 第4項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第64条の3第2項中「前項」とあるのは「熊本県税条例の一部を改正する条例（平成15年熊本県条例第39号）附則第4項」と読み替えて、新条例第2章第5節の規定（新条例第66条の2及び第66条の4の規定を除く。）を適用する。
- 10 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第4項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）第1条の規定による改正後の地方税法第74条の14の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第66条の2第1項から第4項までの規定により熊本県税事務所長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した省令で定める書類を添付しなければならない。（ゴルフ場利用税に関する経過措置）
- 11 新条例第69条第1項及び第3項の規定は、施行日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。（自動車税に関する経過措置）
- 12 新条例附則第9条第1項及び第2項の規定は、平成16年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成15年度分までの自動車税については、なお従前の例による。（自動車取得税に関する経過措置）
- 13 新条例附則第12条第2項から第4項まで並びに第6項、第8項及び第9項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 14 施行日前に行われた改正前の熊本県税条例附則第12条第7項及び第8項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第40号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地域（以下「離島振興地域」という。）内において、製造の事業」の次に「、ソフトウェア業若しくは旅館業（下宿営業を除く。）」を加える。

第4条の4第1項第1号中「平成15年3月31日」を「平成17年3月31日」に改める。

第4条の6第1号中「第43条の3第2項」の次に「又は第68条の18第2項」を加え、「2,500万円」を「2,900万円」に改め、同条第2号中「第43条の3第2項」の次に「又は第68条の18第2項」を加える。

第4条の7第1項本文中「製造の事業」の次に「、ソフトウェア業若しくは旅館業（下宿営業を除く。）」を加え、同項第1号ア中「平成15年3月31日」を「平成17年3月31日」に、「第19条」を「第20条」に、「平成5年自治省令第1号」第1条第1号イを「平成5年自治省令第1号。以下この項において「総務省令」という。）第1条第1項第1号イ」に、「特別償却設備（以下この項において「特別償却設備」という。）」を「製造の事業、旅館業又はソフトウェア業の用に供する設備を構成する減価償却資産のうちに同条第2項に規定する対象設備を含むもの」に、「特別償却設備設置者」を「対象設備設置者」に、「同令」を「総務省令」に改め、同項第2号中「特別償却設備設置者」を「対象設備設置者」に、「当該特別償却設備である」を「当該新設し、又は増設した総務省令第1条第2項に規定する対象設備である」に改め、同項第3号中「特別償却設備設置者」を「対象設備設置者」に、「当該特別償却設備である」を「当該新設し、又は増設した総務省令第1条第2項に規定する対象設備である」に改める。

第4条の9第1項本文中「平成15年3月31日」を「平成17年3月31日」に改める。

第5条中「第19条」を「第20条」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4条の6第1号及び第2号の改正規定（「第43条の3第2項」の次に「又は第68条の18第2項」を加える部分に限る。）は、平成15年3月31日から施行する。（経過措置）
- 2 改正後の熊本県税特別措置条例（以下「新条例」という。）第4条の6の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定法人に対して課すべき不動産取得税及び固定資産税について適用し、同日以前において事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定法人に対して課する不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第4条の7の規定は、施行日以後に製造の事業、ソフトウェア業又は旅館業の